

とち帯広空港の経営改革について

北海道内7空港の運営の一括民間委託に関する基本スキーム(案)の公表について

◆ 基本スキーム(案)の概要

7空港共通の主な項目

【事業の目的】 P1-3、P3-5 <small>基本スキーム(案)での該当ページ</small>	広域観光の振興や、各空港のマーケティング力の底上げ、空港間の機能補完、航空ネットワークの充実等を図る観点から、各空港の役割を最大限発揮させるために、民間の資金及び経営能力の活用による、基本施設等とビル事業、更には道内7空港の一体的な空港運営を行う。
【対象空港】 P1-2	北海道内7空港 ・国管理4空港:新千歳・稚内・釧路・函館 ・道管理1空港:女満別 ・特定地方管理2空港(市管理空港):旭川・ 帯広
【事業期間】 P1-8、P3-7	30年間(合意延長5年以内、オプション延長なし)
【事業方式】 P1-9、P3-7	公募により7空港の提案内容を一体的に審査・評価し、運営者を選定 SPC(※1)を設立し、7空港の基本施設等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施 ※1「SPC」=特定目的会社(本事業の目的のために設立する会社)
【参加資格要件】 P1-31、P3-13	一定規模の事業実績(一定の運営能力) 航空会社の出資規制(航空会社の関連会社等不可+航空会社合計1/3超不可)
【提案事業】 P1-15、P3-10	運営者からの提案を求める事業 ・北海道の広域観光の振興に関する提案 ・道内航空ネットワークの充実強化に関する提案 ・地域との共生に関する提案
【地域との連携】 P1-15、P3-10	運営者は、管理者又は関係地方公共団体等が開催する空港運営や空港周辺環境問題等に関する協議の場に参加
【周辺環境対策】 P1-13、P3-9	騒音等の障害防止のため、空港周辺の生活環境改善に資する事業を実施
【責任履行確保】 P1-24、P3-12	業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成していることを確認するため実施
【他空港事由解除】 P1-30、P3-12	運営者が実施契約上の義務に違反する等の事由が生じた場合、管理者は契約を解除できる。また、一つの空港が契約解除されるケースがあった場合、他空港においても契約解除が可能。(道内7空港管理者間で調整する枠組みの導入を検討)

◆ 民間投資意向調査及びパブリックコメントの実施

(マーケットサウンディング=MS)

MS実施期間	平成29年7月31日～9月11日
○ 基本スキーム(案)のほか、空港施設、ターミナルビル施設の資産や収支などの情報「インフォメーションパッケージ(IP)」を、参入を検討する事業者に対し提示し、幅広く意見等を聴取する。	
○ 意見や質問・回答等は、事業者の戦略に関わることから、原則として非公表の扱いとする。	
パブリックコメント実施期間	平成29年8月10日～9月11日
○ 基本スキーム(案)に対し、市民から意見を聴取する。	

帯広空港の主な項目

【駐車場】 P3-8	MSにおける民間事業者への意見聴取を踏まえ利用料金等の取扱いについて検討(料金設定等) 【記載文】P3-8(6)本事業における利用料金の設定及び収受 駐車場施設の利用料金は帯広市空港管理条例により無料としているところであり、民間委託後の同料金の取扱いについては、MSにおける民間事業者の意見等も踏まえて検討し、募集要項等において示す予定である。
【費用負担】 P3-8 (P1-12、P1-21)	国管理4空港は、運営権者が原則全ての費用を負担 地方が管理する3空港(女満別・旭川・帯広)は、混合型(※2)の仕組みを検討 ※2「混合型」=一部の費用を管理者が負担する仕組み。静岡空港が先行事例 【記載文】P3-8(7)本事業における費用負担 運営者は、本事業の実施に要する費用を負担する。ただし、運営委託期間を通じた空港の将来予測を行った上で、民間の経営力やシナジー効果(※3)のみの対策では独立採算での運営が困難と認められる場合には、市は運営者の指定対象施設(※4)の更新投資等の費用負担を必要な範囲(対象・規模等)で担うことについて検討する。詳細については、将来の更新投資の見直し等を精査した上で、募集要項等において示す予定である。 ※3「シナジー効果」=相乗効果 ※4「指定対象施設」=管理権限を付与する基本施設等の施設

◆ 想定されるスケジュール

平成29年度	7.31～9.11 民間投資意向調査(MS)実施 ← 「実施中」
	8.10～9.11 パブリックコメント実施
	12月定例会 帯広市空港管理条例の一部改正(提案)
	2月頃 実施方針の公表
	3月頃 募集要項の公表
平成30年度	7月頃 第一次審査書類提出期限
	8月頃 第一次審査結果通知
	9～3月頃 競争的対話(一次審査通過者と運営に向けた協議)
平成31年度	4月頃 第二次審査書類提出期限
	6月頃 優先交渉権者の選定
	6月定例会 運営者の指定(提案)
	10月頃 実施契約の締結
	1月頃 ビル施設等事業開始
平成32年度	運営事業開始(各空港の運営事業を段階的に開始することを検討中)